

## 7. 1 2月年末調整処理作業

### 7-1. DCS 年末調整処理について

#### 1. 年末調整処理対象者について

| 給与計算の対象者？  | 年途中の<br>年末調整は？   | 税表<br>区分 | 年末調整「区分」 | 年間給与額             | 年末調整<br>結果    |
|--|------------------|----------|----------|-------------------|---------------|
| ○計算対象者<br>1) 在職者<br>2) 既退職者<br>(「退職後支給※3」にチェックした方)<br>3) 当月退職者<br>(「退職即支給停止※2」にチェックしなかった方) |                  | 甲欄       | 0 年調対象者  | 2000万以下           | 年調者           |
|  |                  |          | 2 年調指示   | 2000万超            | 非年調者          |
|  |                  |          | 1 非年調者   | -                 | 非年調者          |
|  |                  | 甲欄<br>以外 | 0 年調対象者  | -                 | 非年調者          |
|  |                  |          | 1 非年調者   | -                 | 非年調者          |
|  |                  |          | 2 年調指示   | 2000万以下<br>2000万超 | 年調者<br>非年調者   |
| ×計算対象外<br>2) 既退職者<br>(「退職後支給※3」にチェックしなかった方)<br>3) 当月退職者<br>(「退職即支給停止※2」にチェックした方)           | 年調指示した           |          |          | 2000万以下           | 年調者           |
|  |                  |          |          | 2000万超            | 非年調者          |
|  | 1度も年調指示<br>していない |          |          |                   | 非年調者<br>(退職者) |

#### 1) 在職者（休職者含む）

年調者（年末調整処理対象者）になります。

ただし、以下の条件に該当する方は非年調者（年末調整処理非対象者）になります。

<非該当>

- ・税表区分「甲欄」以外の方（「乙欄」の方等）  
(年末調整時「年調区分」(※1)に「2：年調指示」の登録をした人は除く)
- ・年間給与額（年間総支給額より非課税額を除いた金額）が2000万円超
- ・既退職者（「2）既退職者」参照）
- ・年末調整時「年調区分」(※1)に「1：非年調者」の登録をした方

#### 2) 既退職者（当年の年末調整処理より前に退職日の登録を行った方）

非年調者になります。

ただし、年末調整時「退職後支給」(※3)にチェックがある場合は年調者となります。また、退職時に途中年末調整処理を行った方は当時の処理結果と同様に、年調者あるいは非年調者になります（「4）途中年末調整処理対象者」参照）。

（注）年末調整時に、既退職者を計算対象者にすると年調者になることがあります。

（注）退職登録後であっても課税対象額、社会保険、所得税の各年間累計金額の調整は可能となり、『源泉徴収票』にも反映します。

（注）今年支給のない昨年以前の退職者は、年末調整の処理対象外です。

（年調者にも非年調者にもなりません）

### 3) 当月退職者（年末調整時に退職日の登録を行った退職者）

年調者になります。

ただし、「退職即支給停止」(※2)にチェックがある場合には非年調者となります。

(注) 単独年末調整処理の場合、12月当月退職者は非年調者となります。年調者にしたい場合は、単独年末調整処理時に「退職後支給」(※3)にチェックが必要です。また、単独年末調整処理時に退職登録をした場合は非年調者となり、年調者にしたい場合は「年調区分」(※1)に「2:年調指示」の入力が必要です。

### 4) 途中年末調整処理対象者（年の途中で出国年調・死亡年調を行った方）

当年の年末調整は終了しているため、年調時に改めて年末調整処理は行いません。

年の途中で年末調整処理を行った時と同様の結果になります。

(注) 人事・金額にデータの変更があった場合は、「年調区分」(※1)に「2:年調指示」の入力がないと、再度年末調整の計算は行われません。さらに、既退職者の場合は「退職後支給」(※3)にもチェックが必要です。

(注) 年の途中で年末調整処理を行った方は、

12月の年末調整仮処理結果で「市区町村コード\_現在」(※4)が「999999」となっていることを確認してください。

「999999」以外はeLTAXデータの作成対象となりますので、非居住者などでeLTAXデータの作成対象外とする場合は、「市区町村コード(現在)」(※4)に「999999」登録をお願いします。

「年調区分」(※1) . . . 『給与計算』⇒『給与メニュー』－「年末調整情報」

お客様番号: A084 使用者: ネックO  
前回ログイン日時: 2018/07/31 15:30:58

メニュー(給与)・支給日選択処理・年末調整情報登録

給与基本 振込口座 制御 フリーコード **年末調整** 発令優先 コメント 固定 変動 勤怠 変動指定 業務共通

社員検索

給与会社 001 三菱総研DCS株式会社 処理種別 給与 支給年月日 2018/12/20

社員番号 A0000001 所属 漢字氏名 青木 俊夫 カナ氏名 アオキ トシオ 在職区分 在職 入社年月日 1992/04/09 退職年月日

上記ヘッダ情報の更新タイミングについて ?

2016/01/20給与処理結果を表示しています。変更する項目のみ入力(半角)して下さい。

**年末調整**

|             |                |                                   |     |
|-------------|----------------|-----------------------------------|-----|
| 災害者         | 0 非該当          |                                   |     |
| 外国人         | 0 非該当          |                                   |     |
| <b>年調区分</b> | <b>0 年調対象者</b> |                                   |     |
| 死亡年月日       |                | 0 年調対象者 (※1)<br>1 年調対象者<br>2 年調指示 | クリア |
| 普通徴収希望      | 0 希望しない        |                                   |     |
| 摘要欄 1       |                | (半角)                              | クリア |
| 摘要欄 2       |                | (半角)                              | クリア |

**住宅借入金控除**

|              |            |              |     |
|--------------|------------|--------------|-----|
| 住宅借入金等特別控除額  |            | (半角)         |     |
| 居住開始年月日      | 1995/04/01 | (yyyy/mm/dd) | クリア |
| 適用区分         | 1 住        |              |     |
| 住宅借入金等年末残高   |            | (半角)         |     |
| 居住開始年月日 2    |            | (yyyy/mm/dd) | クリア |
| 適用区分 2       | 0 適用なし     |              |     |
| 住宅借入金等年末残高 2 |            | (半角)         |     |

取消 削除 更新

「退職即支給停止」(※2)

・・・ 『給与計算』⇒『給与メニュー』－「制御情報」

「退職後支給」(※3)

・・・ 『給与計算』⇒『給与メニュー』－「制御情報」

PRCSRV お客様番号: A084 使用者: ホック0  
 前回ログイン日時: 2018/07/31 15:30:58 個人設定 印刷 ログアウト

メニュー(給与)・支給日選択処理・制御情報登録

給与基本 振込口座 制御 フリーコード 年末調整 発令優先 コメント 固定 変動 勤怠 変動指定 業務共通

社員検索

給与会社 001 三菱総研DCS株式会社 処理種別 給与 支給年月日 2018/12/20

社員番号 A0000001 所属 カナ氏名 7村トオ 入社年月日 1992/04/09  
 漢字氏名 青木 俊夫 在職区分 在職 退職年月日

上記ヘッダ情報の更新タイミングについて

2016/01/20給与処理結果を表示しています。変更する項目のみ入力(半角)して下さい。

処理制御

総括コード 001 クリア   
 経理コード (半角) クリア   
 住所表示 0 非表示  
 資料郵送 9 郵送しない

発送1 000 (半角) 発送2 000 (半角)  
 発送3 000 (半角)  
 地方税 000 (半角) 源泉 000 (半角)  
 会社名 000 (半角) 振込 000 (半角)  
 健康保険会社番号 001 (半角) 健康保険社保番号 000 (半角)  
 厚生年金会社番号 001 (半角) 厚生年金社保番号 000 (半角)  
 雇用保険会社番号 001 (半角) 雇用保険社保番号 000 (半角)  
 労災保険会社番号 001 (半角) 労災保険社保番号 000 (半角)

退職制御

退職即支給停止  (※2)  
 退職後支給  (※3)  
 退職源泉再出力

固定クリア  チェックし更新を行うと無条件で固定金額欄に「0」の変更データを作成します。

取消 削除 更新

「市区町村コード(現在)」(※4)

・・・ 『給与計算』⇒『給与メニュー』－「給与基本情報」

PRCSRV お客様番号: A084 使用者: 給与0  
 前回ログイン日時: 2021/08/30 12:11:29 個人設定 印刷 ログアウト

メニュー(給与)・支給日選択処理・給与基本情報登録

給与基本 振込口座 制御 フリーコード 年末調整 発令優先 コメント 固定 変動 勤怠 変動指定 業務共通

社員検索

給与会社 001 三菱総研DCS株式会社 処理種別 給与 支給年月日 2021/12/24

社員番号 A0000004 所属 カナ氏名 7村トオ 入社年月日 1990/04/09  
 漢字氏名 山下 和治 在職区分 在職 退職年月日

上記ヘッダ情報の更新タイミングについて

2018/06/20給与処理結果を表示しています。変更する項目のみ入力(半角)して下さい。

給与基本情報

月日給区分 0 月給者  
 雇用形態 0 正社員  
 税表区分 A 甲種・機械計算使用  
 税率指定 00  
 寡婦・ひとり親 0 非該当  
 勤労学生 0 非該当

市区町村(徴収) 131091 ｼﾞｶﾞｸｸ 999999 ｸﾘｱ   
 市区町村(現在) 131091 ｼﾞｶﾞｸｸ 999999 ｸﾘｱ  (※4)  
 地方税用個人番号 0000000004 ｸﾘｱ

健康保険徴収区分 1 自動徴収(本人～74歳)  
 介護保険徴収区分 1 自動徴収(本人40～64歳)  
 厚生年金徴収区分 1 自動徴収(本人～69歳)  
 基金掛金加算区分 0 加算あり  
 雇用保険徴収区分 1 加入者(一般)【旧:高齢者免除あり】  
 労災保険徴収区分 1 適用者  
 土業区分 0 対象外  
 所得金額調整控除区分 0 自動判定(本人情報・家族情報)

取消 削除 更新

## 2. 年末調整時の自動判断について

### 1) 年間給与額 2,000 万円超チェック

税表区分「甲欄」の方で、年間給与額（年間総支給額より非課税額を除いた金額）が 2,000 万円を超えた場合、DCS にて自動判断し非年調者として扱います。

### 2) 配偶者控除の合計所得金額チェック

①「控除対象配偶者区分」1.2.A.B（扶養「1：控除対象扶養親族（控配・年少含む）」で登録）、かつ、配偶者の合計所得金額が 58 万円以下の場合、合計所得金額に応じて自動判断し、配偶者控除を以下のとおり受けます。

#### 2) - 1 合計所得金額が 900 万以下の場合、DCS にて自動判断し配偶者控除を満額受けます。

⇒ ①「控除対象配偶者区分」が A.B の場合、W230/W231 のいずれかのメッセージがでます。

（＜配偶者控除・配偶者特別控除の結果メッセージ＞参照）

#### 2) - 2 合計所得金額が 900 万超～1000 万円以下の場合、DCS にて自動判断し段階的に配偶者控除を受けます。

⇒ ①「控除対象配偶者区分」が 1.2 の場合 W234/W235/W236/W237 のいずれかのメッセージがでます。

（「＜配偶者控除・配偶者特別控除の結果メッセージ＞参照）

### 3) 配偶者控除・配偶者特別控除の合計所得金額 1,000 万円超チェック

①「控除対象配偶者区分」に関わらず、合計所得金額が 1,000 万円を超えた場合、DCS にて自動判断し配偶者控除・配偶者特別控除ともに受けることができなくなります。

#### < ①「控除対象配偶者」区分について >

|                 |                       |  |                                       |                                |                                 |                    |
|-----------------|-----------------------|--|---------------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|--------------------|
| 配偶者の所得<br>(収入)  | 133万円<br>(2,015,999円) | 控除対象配偶者区分                                  | 配偶者特別控除対象者（減額）                        |                                |                                 | 控除なし               |
|                 |                       |  | 0（非該当）                                |                                |                                 |                    |
|                 |                       | 控除額  | 配偶者特別控除額<br>(3万～36万)                  | 配偶者特別控除額<br>(2万～24万)           | 配偶者特別控除額<br>(1万～12万)            | 控除額<br>なし（0円）      |
| 95万円<br>(160万円) | 控除対象配偶者区分             | 源泉（配特）控除対象配偶者<br>3（月例も控除） or<br>C（年調時のみ控除） | 配偶者特別控除対象者（減額）                        |                                |                                 | 控除なし               |
|                 |                       |  | 0（非該当）                                |                                |                                 |                    |
|                 | 控除額                   | 配偶者特別控除額満額<br>(38万)                        | 配偶者特別控除額<br>(26万)                     | 配偶者特別控除額<br>(13万)              | 控除額<br>なし（0円）                   |                    |
| 58万円<br>(123万円) | 控除対象配偶者区分             | 源泉控除対象配偶者<br>1 or 2（老人）                    | 配偶者控除対象者（減額）                          |                                | 非控除対象配偶者                        | 同一生計<br>配偶者        |
|                 |                       |  | A or B（老人）                            |                                |                                 |                    |
|                 | 控除額                   | 配偶者控除額満額<br>(38万or48万)                     | 配偶者控除額<br>(26万or32万)                  | 配偶者控除額<br>(13万or16万)           | 控除額<br>なし（0円）                   |                    |
|                 |                       |  | 900万円<br>(1095万円)<br>(※1110万円)        | 950万円<br>(1145万円)<br>(※1160万円) | 1000万円<br>(1195万円)<br>(※1210万円) | 2000万円<br>(1805万円) |
|                 |                       |  | 本人所得<br>(収入（520本人<br>合計所得加算額を<br>含む）) |                                |                                 |                    |

（※…所得金額調整控除を受ける場合）

(注) 自動判断後の①控除対象配偶者区分の取り扱い

自動判断により、お客様が登録した配偶者の「家族情報」(扶養、源泉控除対象配偶者)と異なる内容で計算を行った場合でも、お客様が登録した「家族情報」そのものは自動変更しません。

変更する必要がある場合は、『人事メニュー』－「家族情報」にて配偶者の情報変更を行ってください。

#### 4) 寡婦・ひとり親の合計所得金額 500 万円超チェック

寡婦・ひとり親で「寡婦・ひとり親」(『給与メニュー』－「給与基本情報」)の登録が「1：一般の寡婦(毎月の税計算に反映する)」「2：一般の寡婦(毎月の税計算に反映しない)」「4：ひとり親(毎月の税計算に反映する)」「5：ひとり親(毎月の税計算に反映しない)」のいずれかの場合、合計所得金額が 500 万円を超えた場合は、寡婦・ひとり親：非該当となります。

(「寡婦・ひとり親」(『給与メニュー』－「給与基本情報」)の登録は、「7－5.『給与メニュー』－データ入力 ③寡婦・ひとり親」参照)

※「6：寡婦(住民税のみ該当)」「7：ひとり親(住民税のみ該当)」は、年末調整時の合計所得金額が 500 万円以下であれば住民税のみ控除を受けられる可能性があります。500 万円を超えた場合は、寡婦・ひとり親：非該当とし、以下メッセージを表示いたしますのでご確認ください。

W216 給与所得控除後の金額が 500 万円を超えています。寡婦に該当するかご確認ください

W245 給与所得控除後の金額が 500 万円を超えています。ひとり親に該当するかご確認ください

#### 5) 勤労学生の合計所得金額 85 万円超チェック

合計所得金額が 85 万円を超えた場合、DCS にて自動判断し、勤労学生控除を受けることができなくなります。

(注) 自動判断後の寡婦・ひとり親、勤労学生の取り扱い

自動判断により、お客様が登録したコードと異なる内容で計算を行った場合でも、お客様が登録したコードそのものは自動変更しません。

変更する必要がある場合は、1月以降に『給与メニュー』－「2. 個人別入力・属性」「給与基本情報」にて変更を行ってください。

#### 6) 住宅借入金等特別控除の 1000 万円超チェック

住宅借入金等特別控除の適用区分または適用区分 2 が以下の場合に、本人合計所得が 1,000 万円を超えた場合、DCS にて自動判断し、住宅借入金等特別控除を受けることができなくなります。

・「特例特別特例」(「G」、「H」、「I」のいずれか)

・「特例居住用家屋」「特例認定住宅等」(「J」、「K」、「L」のいずれか)

### 3. 還付金の取り扱い

同時年末調整を行い還付となった場合の還付金は、年末調整時に作成する「給与（賞与）明細書」（単独年末調整の場合は「年末調整明細書」）の『所得税』欄にマイナス表示いたします。追徴になった場合は、『所得税』欄にプラス表示します。

また、同時年末調整の場合、DCS では基本的に12月の所得税は算出せず年末調整処理を行っています。（所得税基本通達 法第190条3項）